

KS 法改正ニュースレター Vol.8

KS 経営労務コンサルタントオフィス: <https://www.ks-keiei.com/>

「短時間労働者」「土業の個人事業所」に対する社会保険の適用拡大が、2022年10月1日に施行されます。今回のニュースレターでは、短時間労働者の適用拡大の要件を再確認するとともに、10月1日の社会保険加入の手続きに間に合うよう、準備するポイントをお伝えいたします。

(1) 対象となる短時間労働者を確認する。

短時間労働者で被保険者となっていない従業員の労働条件が、下記の改正後の要件に該当していないか確認しましょう。

	現行	改正後
事業所規模 (注1)	従業員 500 人超	従業員 100 人超 (注2、注3)
勤務期間	継続して1年以上使用される見込みの者	継続して 2 か月を超えて 使用される見込みの者
労働時間	週の所定労働時間：20 時間以上～30 時間未満	
賃金	基本給及び諸手当が月額 88,000 円以上（賞与・残業代・交通費は除く）	
適用除外となる者	学生（夜間学生・休学中の者を除く）	

注1：法人であれば同一の法人番号を有する全事業所単位、個人事業所であれば個々の事業所単位をいいます。

注2：2024年10月以降は、対象となる事業所規模が従業員50人超まで拡大予定です。

注3：従業員数は以下のA+Bの合計、つまり「**現在の**厚生年金保険の適用対象者」をカウントします。

A		B
フルタイムの 従業員数	+	週労働時間および月労働日数がフルタイムの 4分の3以上の従業員数（パート・アルバイトを含む）

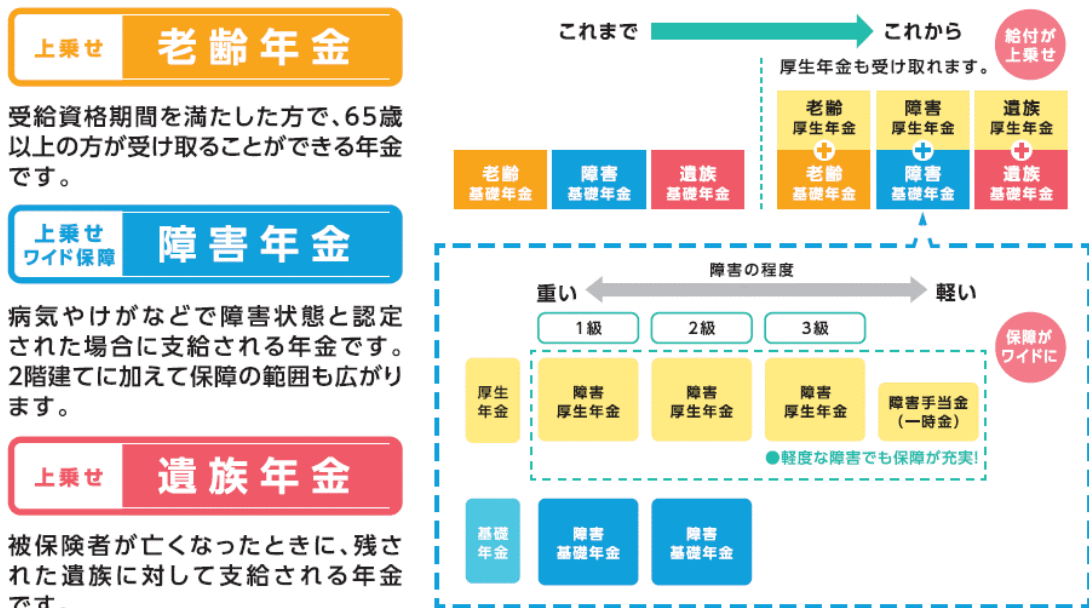
(2) 社内の加入対象者に周知する。

社会保険に加入すると、被保険者に以下のメリットがあります。加入対象者に周知しましょう。

①健康保険の保障が充実します。

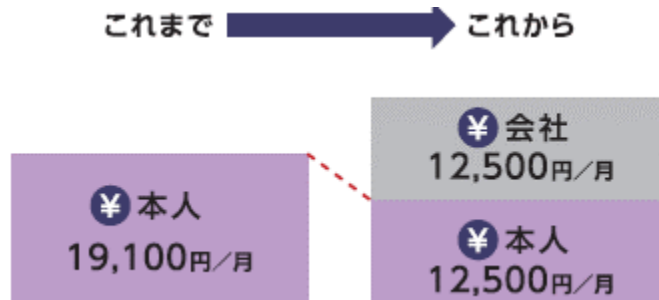
傷病手当金	業務外の事由による療養のため働くことができない場合、働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から働くことができない期間、1日あたり標準報酬月額額の2/3相当の傷病手当金が支給されます。 (最長1年6ヶ月間)
出産手当金	被保険者が出産のために会社を休み、報酬が受けられないときに、産前産後休業の間、1日あたり標準報酬月額額の2/3相当の出産手当金が支給されます。

②老齢年金・障害年金・遺族年金の保障が充実します。



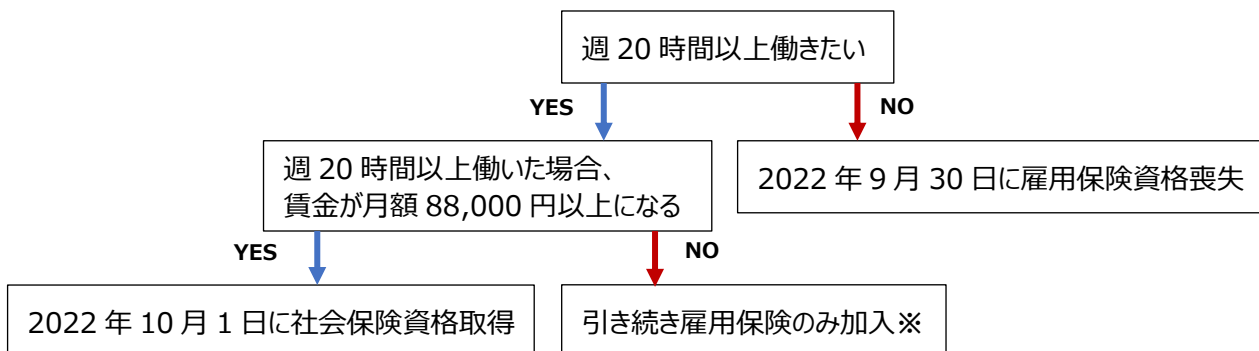
③保険料は従業員と会社で折半となります。

<年収 106 万円 (月収 8.8 万円) の場合※>



※金額は一例です。健康保険料は健康保険組合や地域によって異なります。

(3) 個人面談等で加入対象者の意向を確認する。



※毎年 10 月に地域別最低賃金が改定されます。(東京都は 2022 年 10 月より 1,072 円)
 最低賃金を下回らないよう契約変更を行った際には、契約変更後の賃金が月額 88,000 円以上になるか確認しましょう。

↓ 詳細は以下のサイトに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/pdf/chirashi_dai1hihokensha.pdf

日本年金機構 リーフレット「パート・アルバイトのみなさまへ」

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

厚生労働省 適用拡大特設サイト

気になる点がございましたら、是非お気軽にお問い合わせください。